

山梨県公報

第千六百八十六号

平成十八年

七月三十一日

月 曜 日

目 次

土地収用事業の認定	五七七
道路の区域変更	五七八
道路の供用開始	五七九
急傾斜地崩壊危険区域の指定(三件)	五七九
公 告	
開発行為に関する工事の完了について	五八〇
人事委員会	
山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	五八〇
監査委員	
山梨県監査委員事務局職員分限懲戒諮問委員会規程を廃止する訓令	五八一
公安委員会	
自転車利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律の一部を改正する法律附則第三項に規定する市町村の区域の指定の一部改正	五八一

告 示

山梨県告示第四百七号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

平成十八年七月三十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 起業者の名称
北杜市
- 二 事業の種類
(仮称)武川地域交流プラザ建設事業
- 三 起業地

- 1 収用の部分 北杜市武川町大字牧原字堂仏寺地内
- 2 使用の部分 なし
- 3 事業を認定した理由
- 4 法第二十条第一号要件

(仮称)武川地域交流プラザ建設事業(以下「本事業」という。)は、法第三十二条第三十一号に掲げる「地方公共団体が設置する庁舎」及び同法第三十二号に掲げる「地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に関するものであることから法第二十条第一号の要件に該当する。

2 法第二十条第二号要件

起業者は、一般財源により財政措置を講じており、本事業を遂行する充分な意思及び能力を有する者であると認められることから、法第二十条第二号に該当する。

3 法第二十条第三号要件

(-) 申請事業の施行により得られる公共の利益

本事業は、市役所の支所機能を備えた行政拠点及び男女共同参画センター並びに児童館等の機能を有し、更に災害の際には緊急避難所として使用する施設を建設する事業である。

北杜市は、平成十六年十一月に明野村ほか六町村が合併して誕生した市で、本年三月には小淵沢町を編入し、現在、合併の際に策定した「新市建設計画」(以下「新市計画」という。)に基づき施策を進めている。本事業は、新市計画で定めた「適切な公共施設の配置」、「少子・高齢社会に対応したまちづくり」及び「地域コミュニティ(共同体)の強化」の施策を具体化したものである。

北杜市は、市民サービスの向上や行政事務の効率化を図るため、市役所本庁舎は一カ所に設置することが望ましいと考え、北杜市須玉町地内の県立高校であった施設を市役所本庁舎としている。また、旧町村役場の整理も進める方針であり、今後は行政サービスの低下を招くことなく窓口業務を中心とした市役所の支所機能のみを有した行政拠点を配置する等、適切な公共施設の配置を進める計画である。

このうち、旧武川村においては、昭和三十六年建設の旧武川村役場、同四十二年建設の武川会館及び同五十年建設の武川教育センターを維持管理費及び耐震強度の問題から取り壊し、窓口業務を中心とした市役所の支所機能を有した行政拠点、少子・高齢社会に対応したまちづくりの拠点となる男女共同参画センター及び児童保育の充実及び健全な子供の育成のための児童館の建設を推進していくこととし、更に、地域コミュニティの強化のため、今回取り壊す武川会館等に代わる施設を建設することとした。

一方、北杜市は、東海地震における防災対策強化地域に指定されている。現在、旧武川村武川地区（以下、「武川地区」という。）においては、市立武川中学校体育館及び市営武川体育館を避難所として指定しているが、両施設では収用可能人数が四百五十三名しかなく、更に武川地区は、直下に糸魚川静岡構造線があり、災害発生確率が高い地域であることから災害に対応できる施設の整備が求められてきた。

しかし、行政拠点、男女共同参画センター、児童館及び防災拠点等の施設を個別に建設することは、財政上及び土地利用上好ましくないとの判断から北杜市では必要とされる全機能を有する施設を建設することが望ましいとの結論に達し、市役所の支所機能、男女共同参画センター、児童館、コミュニティ施設及び緊急避難所の機能を備えた施設を整備することになった。

本事業が完成すると、行政サービスの低下を招くことなく窓口業務を中心とした支所機能を有した行政拠点が配置され、「適切な公共施設の配置」の行政課題への対応を図ることができるとともに、男女共同参画の推進、少子化や共働きの両親が増える時代に適合した学童保育の充実及び子供から高齢者まで世代を超えた交流の場を提供すること、更に災害の際には避難所とすることが可能となり、安心した生活環境を提供することができるようになることから本事業の施行により得られる公共の利益は大きいと認められる。

(二) 申請事業の施行により失われる利益

本事業の施行により周辺環境に与える影響は、工事期間中の騒音及び振動に起因する周辺環境への影響が考えられるが、起業者は、地区住民、地元区長及び周辺公共施設の管理者等と定期的に会議を開催し、通勤及び通学時における安全対策を講ずること、工事に伴う騒音、振動の発生を抑えるために低音重機を使用すること及び土曜日、日曜日には工事を行わないことを取り決める等、適切な対策を講じているものと認められることから、本事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

また、北杜市教育委員会によると、本件起業地内には、起業者が保護のため特別の措置を講ずる文化財は見受けられない。

(三) 代替案との比較

本事業の施行位置については、利便性、経済性、環境等の要件を考慮し選定された三案について比較検討した結果、本事業の起業地が、これらの要件を満たす最も適当なものとして決定されたものであると認められる。

(四) 比較衡量

(一)で述べた得られる公共の利益と(二)で述べた失われる利益を比較衡量した結

果、本事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、(三)で述べたとおり、本事業の起業地は、代替案と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本事業は、「土地の適正且つ合理的な利用に寄与するもの」と認められることから、法第二十条第三号に該当する。

4 法第二十条第四号要件

(一) 申請事業を早期に施行する必要性

北杜市は、現在、合併の際に策定した「新市建設計画」に基づき施策を進めており、本事業は、その一環として実施されるものである。起業者は、本事業の実施にあたり、財政措置を講ずる等、以前から準備を進めてきた。

また、北杜市は、東海地震における防災対策強化地域に指定されているが、現在、武川地区における避難所は、市立武川中学校体育館及び市営武川体育館のみであり、両施設では収容できる人数が少ないため、早急に災害に対応できる施設の整備が求められている。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本事業に係る起業地の範囲は、通常時において配置される職員数及び各施設の利用見込み数から必要とされる施設面積及び敷地面積を積算している。また、災害の際には約三百名を収容するために必要な規模としており、必要な範囲であると認められる。

また、起業地の範囲において、一時的な利用に供されるものは存在せず、使用にはなじまないため、収用とすることは、合理的であると認められる。

(三) 収用する公益上の必要性

以上により、本事業は、「土地を収用する公益上の必要がある」と認められることから、法第二十条第四号に該当する。

5 結論

1から4までで述べたとおり、本事業は法第二十条各号の要件に該当するものと判断することができる。

以上により、法第二十条の規定に基づき、事業認定をするものである。
法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所
北杜市役所武川総合支所地域振興課

山梨県告示第四百八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東建設事務所に於いて、この告示の日から平成十八年八月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年七月三十一日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲府笛吹線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
笛吹市大字石和町小石和字神明二二八番地 先から	五・四 一四・八	六・六 二二・四		一一四・三
笛吹市大字石和町小石和字神明二七七番地 先まで				一〇二・四

山梨県告示第四百九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東建設事務所に於いて、この告示の日から平成十八年八月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年七月三十一日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	甲府笛吹線	笛吹市大字石和町小石和字神明 一一九番の二地先から 笛吹市大字石和町小石和字神明 三七九番の一地先まで	二八・四	平成十八年 八月八日

山梨県告示第四百十号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三

条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県土木部砂防課及び峡南建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年七月三十一日

山梨県知事 山本 栄彦

北原 3	急傾斜地崩壊危険区域				
	標柱番号	郡市町村	大字	字	地番
一	南巨摩郡	身延町	角打	荒田山	一九八〇
二	同	同	同	同	一九七六
三	同	同	同	同	一九七五
四	同	同	同	同	一九七四
五	同	同	同	同	一九七三
六	同	同	同	同	同
七	同	同	同	同	同
八	同	同	同	同	同
九	同	同	同	同	同
十	同	同	同	同	同
十一	同	同	同	同	同
十二	同	同	同	同	同
十三	同	同	同	同	同

山梨県告示第四百十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県土木部砂防課及び峡南建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年七月三十一日

山梨県知事 山本 栄彦

急傾斜地崩壊危険区域	
昭和三十九年山梨県告示第三百六十二号中の標柱番号四十一号、次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号六十二号及び同告示中の標柱番号四十二号の標柱を順次結んだ線並びに同告示中の標柱番号四十二号及び標柱番号四十一号の標柱を結んだ線に囲まれた区域並びに同告示中の標柱番号五十六号、標柱番号六十三号、標柱番号六十四号及び同	

町方	六十二	南巨摩郡	身延町	身延	町方	三七三三内一
	六十三					
	六十四	同	同	同	町方	三七一六

山梨県告示第四百十二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三
 条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、
 山梨県土木部砂防課及び峡南建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年七月三十一日

山梨県知事 山本 栄彦

芝草	急傾斜地崩 壊危険区域	標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番
二	同	同	同	同	同	同	五二八
三	同	同	同	同	同	同	五三九
四	同	同	同	同	同	同	五三〇
五	同	同	同	同	同	同	五〇六
六	同	同	同	同	同	同	五三二
七	同	同	同	同	同	同	四九六
八	同	同	同	同	同	同	四九四
九	同	同	同	同	同	同	五三一
十	同	同	同	同	同	同	四九四
十一	同	同	同	同	同	同	四九四
十二	同	同	同	同	同	同	二七
十三	同	同	同	同	同	同	一〇
十四	同	同	同	同	同	同	九
十五	同	同	同	同	同	同	同
十六	同	同	同	同	同	同	同

十七	同	同	同	同	竹下	五三二
十八	同	同	同	同	同	同
十九	同	同	同	同	同	五四一
二十	同	同	同	同	同	五六四

公 告

● 開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為
 に関する工事は、完了した。

平成十八年七月三十一日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 西八代郡市川三郷町高田字大正四七六の一及び四七六の六の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 西八代郡市川三郷町市川大門千八百一番地 西八代郡農業協同組合 代表理事組合
 長 村松敏弘

人事委員会

山梨県人事委員会規則第十七号

山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
 平成十八年七月三十一日

山梨県人事委員会

委員長 浅井 和夫

山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

山梨県学校職員の給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第八号）の
 一部を次のように改正する。

別表第八の一級の項中「高根清里小学校―北杜市高根町清里」を「高根清里小学校
 芦川小学校
 芦川中学校

北杜市高根町清里 「秋山中学校 上野原市秋山
 笛吹市芦川町中芦川 芦川小学校 東八代郡芦川村中芦川 を「秋山中学校―上
 芦川中学校 東八代郡芦川村中芦川」

野原市秋山」に改める。

附則

この規則は、平成十八年八月一日から施行する。

監査委員

山梨県監査委員訓令第二号

山梨県監査委員事務局職員分限懲戒諮問委員会規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成十八年七月三十一日

山梨県監査委員	勝	良	三
同	早	川	正
同	白	井	成
同	渡	辺	亘
同	人	夫	人

山梨県監査委員事務局職員分限懲戒諮問委員会規程を廃止する訓令

山梨県監査委員事務局職員分限懲戒諮問委員会規程（昭和四十八年山梨県監査委員訓令第五号）は、廃止する。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

公安委員会

山梨県公安委員会告示第七十五号

自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律の一部を改正する法律（平成五年法律第九十七号）附則第三項に規定する市町村の区域の指定（平成六年山梨県公安委員会告示第二十七号）の一部を次のように改正し、平成十八年八月一日から施行する。

平成十八年七月三十一日

山梨県公安委員会

委員長 丸 茂 紀 彦

「、東八代郡芦川村」を削る。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニ子印刷 甲府市北口二丁目六番